

令和5年 第3回

士幌町議会定例会議案

令和5年9月8日

- 議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
議案第2号 工事請負契約の締結について
議案第3号 物品購入契約の締結について
議案第4号 士幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例案
議案第5号 士幌町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案
議案第6号 士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第7号 士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第8号 士幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第9号 教育委員会委員の任命について
議案第10号 損害賠償額の決定及び和解について
議案第11号 令和5年度士幌町一般会計補正予算（第6号）
議案第12号 令和5年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第13号 令和5年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
議案第14号 令和5年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第15号 令和5年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
議案第16号 令和5年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第17号 令和5年度士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
認定第1号 令和4年度士幌町一般会計歳入歳出決算認定
認定第2号 令和4年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第3号 令和4年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第4号 令和4年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第5号 令和4年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第6号 令和4年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第7号 令和4年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第8号 令和4年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月8日

士幌町議会議長 河口 和吉 様

士幌町長 高木 康弘

議案第1号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

令和5年9月8日提出

士幌町長 高 木 康 弘

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表後志管内の項中「南部後志衛生施設組合」の次に「、後志広域連合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

説 明

後志広域連合の加入に伴う関連箇所規約改正であり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 2 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 役場庁舎ゼロカーボン・モビリティ導入工事 |
| 2 契 約 金 額 | 81,367,000円 |
| 3 契約の相手方 | 士幌町字士幌西1線168番地50
加藤電気工業株式会社
代表取締役 加藤 邦彦 |
| 4 工 期 | 契約の日から令和6年3月1日まで |
| 5 契約の方法 | 指名競争入札 |

説 明

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものである。

議案第 3 号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品の購入契約を締結する。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 公用車購入 |
| 2 契約金額 | 16,698,000円 |
| 3 契約の相手方 | 士幌町字中士幌西2線73番地
有限会社中士幌自動車工業
代表取締役 白木 裕一 |
| 4 契約の方法 | 指名競争入札 |

説 明

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第4号

士幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例案

士幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例

士幌町こども発達相談センター設置条例（平成27年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第3項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第4項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行により、条例を改正するものである。

議案第5号

士幌町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案

士幌町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

士幌町子ども・子育て会議条例（平成25年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行により、条例を改正するものである。

議案第6号

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中

「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行により、条例を改正するものである。

議案第7号

士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行により、条例を改正するものである。

議案第8号

士幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に、「平成32年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

国の放課後児童健全育成事業の内容について定める通知の改正により、条例を改正するものである。

議案第9号

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

[Redacted]

[Redacted]

氏 名

[Redacted]

生年月日

[Redacted]

説 明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第10号

損害賠償額の決定及び和解について

令和5年7月3日に発生した物損事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し和解する。

1 損害賠償の額

金 4 1 5, 3 7 1 円

2 和解の内容

相手方は、町に対して、本件に関し今後一切の請求、異議の申し立てをしない。

3 和解の相手方

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

4 事故の内容

令和5年7月3日、国道241号新通北1交差点（河東郡音更町新通北1丁目5番先路上）において、公務のため十勝総合振興局へ向かう途中の本町所有車両が、信号待ちで停止している際にブレーキ操作を誤り、停止中の前方車両に追突し損害を与えたもの。

説 明

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を得ようとするものである。

認定第 1 号

令和 4 年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度土幌町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 2 号

令和 4 年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 3 号

令和 4 年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第4号

令和4年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 5 号

令和 4 年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 6 号

令和 4 年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第7号

令和4年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 8 号

令和 4 年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。